

4. 支部通則

支部通則

1. (事業)

支部の事業は、次のとおりである。

- (1) 講演会を開くこと。
- (2) 見学視察を行うこと。
- (3) その他本会の目的を達成するに適當と思われる事業を行うこと。

2. (支部役員)

細則第44条により支部に支部役員をおく。支部役員は支部長、支部幹事、商議員の他、必要に応じて副支部長を置くことができる。商議員は、当該区域内に在住する正員の互選によって決める。商議員の定数は、当該支部区域選出代表会員の定数の2倍以上4倍以内を原則とする。なお、当該区域在住選出の代表会員は当該支部の商議員となることができる。ただし、理事・監事就任者はすべての支部役員(支部長・幹事・商議員等)に就任することはできない。

3. (支部役員の仕事)

支部長は、支部を代表し会務を総括する。

幹事は、支部長を補佐して会務を処理する。

商議員は、重要な会務を処理する。

4. (支部役員の仕事)

商議員の任期は、1箇年とするも重任を妨げない。ただし現に2期継続就任しているものは、次期に就任することができない。

(2) 代表会員、支部長としての商議員については前項の規定は適用しない。

(3) 前2項にかかわらず同一人が支部長、副支部長、幹事にわたって原則として連続3期以上就任することはできない。

5. (支部総会)

支部総会は、支部所属の正員をもって構成され、且つ当該支部商議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(2) 支部所属の正員は支部総会で意見を述べる事が出来る。

(3) 支部総会の議案は支部長が付議し、支部総会出席商議員の過半数により議決する。

ただし、支部総会に出席できない商議員は書面をもって他の出席商議員に委任することができる。この場合はあらかじめ通知した事項については出席者とみなす。

6. (経費)

支部の経費は本会よりの交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

7. (事業年度)

支部の事業年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日で終わる。

8. (事業計画および収支予算)

支部長は、当該年度の事業計画および収支予算を、4月20日までに会長に提出しなければならない。

9. (事業報告および決算報告)

支部長は、当該年度の事業報告ならびに決算報告を、原則として3月15日までに会長に提出しなければならない。

10. (役員会の決議報告)

支部長は、支部総会、商議員会および幹事会の決議をそのつど、会長に報告しなければならない。

11. (委員会委員)

支部長は必要に応じ委員会を設け、委員を委嘱することができる。

12. (支部事務)

支部長は、会務を処理するため必要に応じ事務担当者をおくことができる。その態様は支部予算の範囲で支部長が定める。

13. (規則の変更)

支部規則を変更しようとするときは、支部総会を開き、出席商議員の4分の3以上の同意を得て、会長に申し出なければならない。

付 則

1. この通則は1965年11月2日理事会、同12月21日評議員会承認制定。
2. この通則は1965年12月21日から適用する。本通則変更は2012年10月3日から適用する。
3. この通則を変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

改正の記録

- 1967年8月22日の評議員会で
 - 2. (支部役員)
 - 4. (支部役員の仕事)を一部変更。
ただし変更事項は第46期から適用する。
- 1987年3月17日の評議員会で、
 - 2. (支部役員)を一部変更
- 1987年12月15日の評議員会で、
 - 2. (支部役員)を一部変更
- 細則条項追加に伴い1990年7月3日付で2項の第86条を第87条とする。
- 1998年3月20日の評議員会で、
 - 2. (支部役員)を一部変更
- 1999年3月18日の評議員会で、
 - 2. (支部役員)を一部変更
- 2001年3月21日の評議員会で
地方支部を支部表記、
定款・細則との条文整合表記、
 - 5. (支部総会)、12. (規則の変更)、
付則3. 評議員会⇒理事会、変更承認
- 2006年12月12日理事会で
 - 12. (支部事務)を挿入一部変更
- 2012年1月18日理事会で
評議員⇒代表会員に読替え一部変更
- 2012年10月3日理事会で
 - 4. (支部役員)を一部変更、2. (支部長)、
3. (支部役員の仕事)原則としてを挿入
- 2013年3月26日理事会で
 - 9. (事業報告および決算報告)を一部変更
原則としての表記を挿入
- 2016年12月20日理事会で
 - 2. (支部役員)、5. (支部総会)、13.
(規則の変更)を加筆変更

4. 支部通則

支部通則変更の変遷と内容

地方支部通則制定 1966年3月22日評議員会

(二重線は削除、_____の部分を追記または改正した個所。)

(1967年8月22日の改正以降2006年12月12日の改正までの記録は創立110周年「10年のあゆみ」参照)

1. 2012年1月18日の改正

一般社団法人移行に伴う定款変更に従い、「評議員」表記を「代表会員」に変更した。

- 2. 支部役員 評議員⇒代表会員 (2箇所変更)
 - 4. 支部役員の任期 (2) 評議員⇒代表会員
- 付則 実施日は2012年1月18日から適用

2. 2012年10月3日の改正

現行の支部通則では、支部幹事、副支部長2期連続就任すると、その3期目に支部長就任が4の(3)で出来なくなるため、3期目以降に支部長に就任ができるように、「原則として」の表記をすることで対応する。また、この場合に商議員就任は4の(2)の代表会員での商議員就任可と同様に、支部長就任を定期用外扱いとして取り扱う。

- 4. (支部役員の任期)
商議員の任期は、1箇年とするも重任を妨げない。ただし現に2期連続就任しているものは、次期に就任することができない。
(2)代表会員、支部長としての商議員については前項の規定は適用しない。
(3)前2項にかかわらず同一人が支部長、副支部長、幹事にわたって原則として連続3期以上就任することはできない。
- 付則 実施日は2012年10月3日から適用

3. 2013年3月26日の改正

支部の事業報告および決算報告提出期日を、支部総会開催日に合わせて柔軟に対応するため、9. (事業報告および決算報告)を一部変更し、「原則として」の表記を挿入した。

- 9. (事業報告および決算報告)
支部長は、当該年度の事業報告ならびに決算報告を、原則として3月15日までに会長に提出しなければならない。

4. 2016年12月20日

支部長、支部幹事、副支部長を選出する際の会員資格要件並びに、支部総会の議案の議決要件について、支部通則上に明示する。

- 2. (支部役員)
細則第44条により支部に支部役員をおく。支部役員は支部長、支部幹事、商議員の他、必要に応じて副支部長を置くことができる。商議員の定数は、当該支部区域選出代表会員の定数の2倍以上4倍以内を原則とする。商議員は、当該区域内に在住する正員の互選によって決める。商議員の定数は、当該支部区域選出代表会員の定数の2倍以上4倍以内を原則とする。
- 5. (支部総会)
支部総会は、支部所属の正員をもって構成され、且つ当該支部商議員の過半数が出席しなければ開くことができない。
(2) 支部所属の正員は支部総会で意見を述べる事が出来る。
(3) 支部総会の議案は支部長が付議し、支部総会出席商議員の過半数により議決する。
- 13. (規則の変更)
支部規則を変更しようとするときは、支部総会を開き、出席商議員の4分の3以上の同意を得て、会長に申し出なければならない。